

奈良教育大学学生相談室規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年8月30日規則第84号

第1条 本学に学生相談室（以下「相談室」という。）を設ける。

第2条 相談室は、学業、性格、家庭、就職、対人関係、経済等本学の学生が現に直面している個人生活上の諸問題について、その学生と相談員とが親しく話し合い、専門的技術によって、それらの問題解決の途を開こうとするものである。

第3条 相談員は、副学長（教育担当）の推薦により、学長が委嘱する。ただし、学生の希望によっては本条の規定にかかわらず相談員から、特に他の教職員に相談を委託することができる。

第4条 相談は、相談室において定例的に行い、また事情によっては同一学生につき継続して行うものとする。

第5条 相談の申込は、相談申込票に所要事項を記入し、相談申込箱に入れるだけでよい。

2 学生の事情により、あるいは学生の希望によっては、学年担当教員から相談員に直接、相談を依頼することができる。

第6条 相談の期日は、前条の申込又は直接の依頼に基づき、相談室係員から、当該学生に通知する。

第7条 精神衛生に関する相談で、相談員が特に必要と認めたときは、専門医師に診断を依頼することができる。

第8条 学生の希望に応じ、相談員が必要と認めたときは、性格、知能、職業適性、精神疲労度等に関する科学的測定を行う。

第9条 相談員は、秘密保持について特に留意し、相談内容を他に漏らしてはならない。ただし、学生の了解のあるときはこの限りでない。

第10条 学生支援課長及び教務課長は、第3条の規定にかかわらず、それぞれの所管事項に関して学生の相談に応じ、又は所属の係長をして相談に当たらせることができる。

第11条 相談室は事務局の所属とし、学生支援課長は、相談室の整備その他の事務を主管するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第84号）

この規則は、平成16年8月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。